

富山ウエスト開発株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、富山ウエスト開発株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、富山西部地域(富山市のうち旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村及び射水市のうち旧新湊市、旧小杉町、旧下村の圏域をいう。)開発のため、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターチェンジの建設
- (2) 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
- (3) 商工業・住宅用地等の造成、分譲及び斡旋
- (4) 地域開発等の計画・事業手法等に関する調査・研究の受託
- (5) 地域の活性化に関する総合的な情報の収集・提供
- (6) 広告宣伝業
- (7) 損害保険代理業
- (8) その他前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は20,000株とする。

(株券の種類)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

2 当社の株券は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1000株券の5種類とし、端株券は発行しない。

(株式の譲渡の制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 当会社の株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

3 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第11条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集地)

第12条 株主総会は、本店所在地において開催する。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。
- 2 代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第15条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名押印して、これを10年間会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第16条 当会社に、取締役会を置く

(取締役の定数)

- 第17条 当社の取締役は12名以内とする。
- 2 取締役に欠員が生じた場合は、法定の人数を欠かず且つ業務に支障がないときは、補欠選任を行わないことができる。

(選任)

- 第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。
- 2 取締役選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とする。

(代表取締役)

- 第20条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。

(役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議により、取締役社長及び専務取締役各1名を選定し、常務取締役

若干名を置くことができる。

(業務執行)

第22条 取締役社長は、会社を代表し、株主総会及び取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括する。

2 専務取締役は、取締役社長を補佐して会社の業務を分掌する。

3 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が職務を代行する。

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務の執行を決定する。

(取締役の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを省略して開催することができる。

(決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議等の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(議事録)

第28条 取締役会の議事は、議事録を作成し、これに議事の経過及び結果を記載し、出席

した取締役及び監査役が記名押印する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(相談役・顧問)

第30条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第32条 当会社に、監査役を置く。

(監査役の定数)

第33条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任)

第34条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第35条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益金の処分)

第38条 毎決算期の利益金は、定時株主総会の決議によりこれを処分する。

(利益配当)

第39条 利益配当は、毎事業年度末日現在における株式名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。ただし、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

附則

平成15年6月30日一部変更

平成23年6月30日一部変更